

特定調達公告

島根県立学校LED照明器具調達（第1期）に係る一般競争入札の実施（教育施設課）

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和7年2月12日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

島根県立学校LED照明器具調達（第1期） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 設置期限

隠岐・西部地区 契約日から令和7年12月31日まで

東部地区 契約日から令和8年9月30日まで

(4) 賃貸借期間

隠岐・西部地区 令和8年1月1日から令和17年12月31日まで

東部地区 令和8年10月1日から令和18年9月30日まで

(5) 調達学校

仕様書による。

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次の要件のすべてを満たし、島根県教育委員会教育長の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 法人格を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため島根県知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(5) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき再生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下

「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。

- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (9) 公告の日において、物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「14借入品」小分類「(6)電気通信機器」又は「(9)その他」に登録されている者であること。
- (10) 過去10年間に国又は地方公共団体と、一契約額を3,600万円以上とする契約で、3年以上の賃貸借契約を締結し誠実に履行した実績がある者又は公告の日において継続中のもので、同じく3年以上を経過している賃貸借契約の実績がある者であること。
- (11) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県教育委員会教育長が認めた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県分庁舎2階
島根県教育庁教育施設課財産管理・指導スタッフ
電話 0852-22-6427 F A X 0852-22-6016
電子メメール shisetsu@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和7年2月12日(水)から同年3月11日(火)までの間、電子メールによって交付するので、入札に参加を希望する者は、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する本公告に貼付されている「入札説明書交付申請書」に必要事項を記載し、電子メールで4の場所へ送信すること。

なお、送信後は必ず電話にて到着の確認をすること。

交付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(閉庁日を除く。)とし、交付費用は無償とする。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年2月19日(水)から同年3月11日(火)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、入札説明書に定める方法により「入札参加資格確認申請書」(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。(郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。)

なお、提出場所は4の場所とする。

- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年4月10日(木)午前10時(郵便による入札にあつては、書留郵便とし、令和7年4月10日(木)午前9時までに4の場所へ必着のこと。)

(2) 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

8 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁教育施設課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) 契約における特約条項

本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削減があった場合は、契約を変更又は解除することができる。

(10) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(11) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of procurement : Procurement of LED lighting equipment for Shimane Prefectural School (1st phase) - 1 set

(2) Date and time of bidding : Thursday, April 10, 2025, 10:00 a.m. (Bids by mail are accepted until Thursday, April 10, 2025, 9:00 a.m.)

(3) Contact for announcements : 2nd floor, Shimane Prefectural Branch Office, 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501 Shimane Prefectural Board of Education, Educational Facilities Division, Property Management and Guidance Staff

TEL: 0852-22-6427 FAX: 0852-22-6016 Email: shisetsu@pref.shimane.lg.jp